

広島県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社かもがわ	竹原市竹原町二三七二番地一	デイサービスかもがわ	竹原市竹原町二二一九番地	平成二三年 二月一日
有限会社いしおか	尾道市栗原町五三六三番地一	居宅介護支援事業所ひととき	尾道市西則末町一三番四号	平成二三年 一月一日
有限会社上西	尾道市美ノ郷町中野一〇六八番地一	あけぼの訪問介護事業所	尾道市御調町丸河南一一二〇番地三	平成二三年 一月一日
有限会社上西	尾道市美ノ郷町中野一〇六八番地一	あけぼの居宅介護支援事業所	尾道市御調町丸門田四四六番地一	平成二三年 四月一日
有限会社ブレイクスルー	尾道市美ノ郷町三成一八〇二番地一	島つ子居宅介護支援事業所	尾道市因島三庄町三四七二番地	平成二三年 一月一日
福山市農業協同組合	福山市花園町二丁目七番一号	J A福山市通所介護事業所ひだまり	府中市鞆町四六六番地一	平成二三年 一月一六日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	デイサービスセンターふあみりい豊栄	東広島市豊栄町鍛冶屋九〇八番地	平成二三年 二月一日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	グループホームふあみりい豊栄	東広島市豊栄町鍛冶屋九〇八番地	平成二三年 二月一日
社会福祉法人三篠会	広島市安佐北区白木町井原四四八七番地	特別養護老人ホーム原	廿日市市原九二六番地一	平成二三年 九月一日
合資会社オカモト	豊田郡大崎上島町中野一八四一番地一一	岡本金物店	豊田郡大崎上島町中野一八四一番地一一	平成一四年 七月一日
合資会社オカモト	豊田郡大崎上島町中野一八四一番地一一	岡本金物店	豊田郡大崎上島町中野一八四一番地一一	平成一八年 四月一日
有限会社スポーツケア・ラボ	安芸郡府中町本町二丁目一五番四一号	デイサービス癒し処つぼ倶楽部	安芸郡府中町本町二丁目一五番四一号	平成二三年 二月一日